

デジタル手続法の概要

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
- ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において、情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の
基本原則

- ① **デジタルファースト**：個々の手続き・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② **ワンスオンリー**：一度提出した情報は、二度と提出することを不要とする
- ③ **コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続き・サービスをワンストップで実現する

スマート自治体研究会（総務省） 報告書

背景

- 生産年齢人口減少による労働力の供給制約
- Society5.0における技術発展の加速化

問題意識

- 行政サービスの質や水準に直結しないシステムのカスタマイズによる重複投資
- デジタル社会に向けて社会制度の最適化が必要

今のシステムや業務プロセスを前提にした「**改築方式**」ではなく、今の仕事の仕方を抜本的に見直す「**引っ越し方式**」が必要

原則

- ①行政手続きを紙から電子へ
- ②行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式へ
- ③自治体もベンダも、守りの分野から攻めの分野へ

考えられる具体的取り組みの例

市民手続き関係	行政内部関係
○窓口における紙媒体申請書の撤廃 ・タブレットによる申請手続き	○AI・RPAの積極的活用
○行政手続きのオンライン化 ・オンライン申請、納付手続きの電子化	○会議資料の電子化
○市民向けアプリの開発	○議会資料の電子化
○マイナンバーカードの発行率向上と積極的活用	○IP電話の導入
○Webカメラを活用した窓口対応 (遠隔)	○電子決裁システムの採用
○民間手続きとの連携	○情報系端末の完全配備・充実
	○テレワークの採用